

青森県報

第二千九百三十五号

平成二十年

五月二十一日

(水曜日)

目次

告 示

登録販売者試験の施行……………	(医療薬務課)	…	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高齢福祉課)	…	二
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(同)	…	三
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同)	…	三
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………	(同)	…	三
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)	…	三
公 告			
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(県境再生策室)	…	四
右 同……………	(同)	…	五
右 同……………	(同)	…	五
建設業者の許可の取消し……………	(上北地域民局)	…	六
右 同……………	(同)	…	六
公安委員会			
指定講習機関の廃止……………	(運転免許課)	…	六
右 同……………	(同)	…	七
運転免許取得者教育の認定の取消し……………	(同)	…	七
指定講習機関の指定……………	(同)	…	七

右 同…………… (同) ……七

公営企業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局) ……八
(経営企画室)

告 示

青森県告示第四百三十三号

平成二十年登録販売者試験を次のとおり施行するので、薬事法施行規則(昭和三十年厚生省令第一号)第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成二十年八月二十日(水)

2 場所

青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成二十年六月二十日(金)から同月三十日(月)まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第四百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人杏林会	八戸市小中野一丁目の一四一	訪問入浴	リハビリパーク物語	八戸市大字河原二〇九	平成二〇・三・三
株式会社リーブケア	青森市長島三丁目の一	訪問介護	ピリニアセ	八戸市是川三丁目二の三	二〇・三・三
社会福祉法人誠友会	上北郡おいらせ町向山二の二二六三	訪問介護	訪問介護ステーション	上北郡おいらせ町向山二の二二六三	二〇・三・三
社会福祉法人寿栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	訪問入浴	寿栄社訪問入浴	八戸市大字市川町字夏秋四	二〇・三・三
社会福祉法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	訪問介護	医療法人仁泉会ヘルパーステーション	三沢市大字三沢一〇四	"
有限会社修	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	通所介護	セラライトデイサービスセンター	つがる市稲垣町繁田字袋井一〇九	"

社会福祉法人貴望会	上北郡横浜町字三保野五四	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	上北郡横浜町字三保野五四	"
社会福祉法人めぐみ会	青森市大字荒川字柴田一〇の二	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	青森市大字荒川字藤戸二二四	"
東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目三の一	福祉用具	福祉用具	福祉用具	福祉用具	青森市問屋町一丁目一三の一〇	二〇・四・一
大樹会総合システム有限公司	青森市米町一丁目五の三	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻一四の二二五	二〇・三・三
有限会社山興機器商会	青森市南佃一丁目一の三二	福祉用具	福祉用具	福祉用具	福祉用具	青森市南佃一丁目一の三一	"
財団法人ソーシャルサービス協会	東京都新宿区百二丁目四七の七	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	青森市青柳一丁目八の一三	"
青森保健生活協同組合	青森市東大野二丁目九の二	福祉用具	福祉用具	福祉用具	福祉用具	青森市安方一丁目一の一六	"
サンファイ株式会社	八戸市白銀台五丁目四の一四	福祉用具	福祉用具	福祉用具	福祉用具	八戸市白銀台二丁目一〇の一六	"
社会福祉法人弘前わかば会	弘前市大字城南五丁目一三の一五	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	訪問入浴	弘前市大字城南五丁目一三の一五	二〇・三・一
医療法人ときわ会	南津軽郡藤崎町大字榊字龜田二	短期入所	短期入所	短期入所	短期入所	南津軽郡藤崎町大字榊字龜田二	二〇・三・三
田中正彦	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二〇〇	短期入所	短期入所	短期入所	短期入所	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二〇〇	二〇・三・一
医療法人たくま会	八戸市大字湊町二字久保一の一	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	八戸市大字湊町二字久保一の一	"

医療法人泰豊会	十和田市穂並町一の五	通所リハビリテーション	十和田外科	十和田市穂並町一の五	二〇・三・二
有限会社ケアサービスたんぼぼ	五所川原市金木町芦野二〇〇の二六七	訪問看護	有限会社ケアサービスたんぼぼ	五所川原市金木町芦野二〇〇の二六七	二〇・三・二
木村俊昭	八戸市青葉二丁目二〇の二	訪問看護 居宅療養 管理指導	あおば循環 器内科クリ ニツク	八戸市青葉二丁目二〇の二	二〇・四・一

青森県告示第四百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
株式会社介護サポート	平川居宅介護支援事業所	平成 二〇・四・三〇
弘前市大字富田三丁目八の二〇	平川市町居西田一一の一	

青森県告示第四百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	年 廃 月 日 止
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
医療法人博進会	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	平成 二〇・三・三
三戸郡新郷村大字新郷村在宅介護支援センター	三戸郡新郷村大字新郷村字金ケ沢一七の	
医療法人すみれ会	三戸郡新郷村大字新郷村字風呂前一〇	
上北郡東北町上北一丁目三四の三	上北郡東北町上北一丁目三四の三	
大樹会総合システム有限会社	青森市栄町一丁目五の三	
ケアサービスほほえみ	青森市浪岡大字女鹿沢字野尻一四の二二五	

青森県告示第四百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第一百五十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	開 設 の 場 所	指 定 年 月 日 辞 退
医療法人ときわ会	南津軽郡藤崎町大字榊字亀田二の一	平成 二〇・三・三
田中外科内科医院	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二〇〇	二〇・三・一

青森県告示第四百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五十五条の五の規定により、次の指定

介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所		廃止年月日
				名称	所在地	
株式会社ピアグループ	青森市長島三丁目一	訪問介護	ピアグループ八戸南ヶアセ	八戸市是川三丁目二の三	平成二〇・三・三	
社会福祉法人寿栄会	八戸市大字市川町字夏秋四	訪問介護	寿栄荘訪問入浴	八戸市大字市川町字夏秋四	"	
社会福祉法人仁泉会	八戸市大字尻内町字直田八一	訪問介護	医療法人仁泉会ヘルパーステーションヨシノみさわ	三沢市大字三沢一〇四	"	
有限会社修清	北津軽郡中泊町大字中里字宝森二九一の三	通所介護	サテライトデイサービスセンター武田の湯	つがる市稲垣町繁田字袋井一〇九の九	"	
社会福祉法人めぐみ会	青森市大字荒川字柴田一〇の二	訪問介護	デイサービスセンターはづき	青森市大字荒川字藤戸二二四	"	
東北化学薬品株式会社	弘前市大字神田一丁目三の一	特定介護用具販売	東北化学薬品株式会社青森支店	青森市問屋町一丁目一三の一〇	二〇・四・一	
有限会社山興機器商会	青森市南佃一丁目一の三二	特定介護用具販売	ライフスベ	青森市南佃一丁目一の三一	二〇・三・三	
青森保健生活協同組合	青森市東大野二丁目九の二	介護用具貸与	福祉用具サービス	青森市安方一丁目一の六	"	
サンファイ株式会社	八戸市白銀台五丁目四の一四	介護用具貸与	愛の福祉用具貸与事業所	八戸市白銀台二丁目一〇の一六	"	

医療法人とさわ会	南津軽郡藤崎町の二	短期介護施設	ときわ会病院	南津軽郡藤崎町の二	"
田中正彦	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二〇〇	介護予防施設	田中外科内科医院	北津軽郡板柳町大字板柳字土井二〇〇	二〇・三・一
医療法人たぐま会	八戸市大字湊町一丁目一の二	訪問看護	船越内科外科医院	八戸市大字湊町一丁目一の二	"
医療法人博進会	三戸郡南部町大字三戸田面字千刈三六の二	介護予防施設	デイ・ケアぼたんのケア	三戸郡南部町大字三戸田面字千刈四五	二〇・三・三
医療法人泰豊会	十和田市穂並町一丁目五	介護予防施設	十和田外科	十和田市穂並町一丁目五	二〇・三・三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 平成二十年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境再生対策室
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成二十年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所
八戸セメント県境再生共同企業体

六 契約金額
八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

七 随意契約の理由
一トン当たり三万千円

八 第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（最終処分）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日  
平成二十年四月十五日

五 契約の相手方の名称及び住所  
三戸ウエイストパーク県境再生共同企業体

六 契約金額  
埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二四の一

七 一トン当たり二万千円  
契約の相手方を決定した手続

八 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日  
平成二十年二月二十七日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成二十年度県境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成その二）業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部環境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年五月八日

五 契約の相手方の名称及び住所

奥羽クリーンテクノロジー県境再生共同企業体

八戸市城下四丁目二の五

六 契約金額

一トン当たり三万千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 蛭沢ハウス

二 代表者の氏名 蛭沢 勉

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字寺ノ沢九三の六六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一五一五六号

五 取消年月日 平成二十年四月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社小川工業

二 代表者の氏名 小川 高幸

三 主たる営業所の所在地 十和田市西五番町二四の一四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第五五八九号

五 取消年月日 平成二十年五月一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、管、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により、指定講習機関株式会社エスティックむつ自動車学校の行う特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年五月二十一日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

一 廃止した特定講習の種類

普通自動車免許、自動二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習

二 廃止した年月日

平成二十年五月三十一日

青森県公安委員会告示第五十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の十の規定により、指定講習機関株式会社エスティックむつ自動車学校の行う特定講習の廃止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 廃止した特定講習の種類
取消処分者講習
- 二 廃止した年月日
平成二十年五月三十一日

青森県公安委員会告示第五十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の三十二の二第五項の規定により、運転免許取得者教育を行う株式会社エスティックむつ自動車学校の認定を取消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第一号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 取消した運転免許取得者教育の課程の区分
運転免許取得者教育の認定に関する規則第一条第八号に掲げる課程
- 二 取消した年月日
平成二十年五月三十一日

青森県公安委員会告示第五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の四第一項の規定により次のと

おり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
1 名称 株式会社エスティック
2 住所 むつ市南町二の四
3 代表者の氏名 古川亮一
- 二 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
1 事務所の名称 下北自動車学校
2 事務所の所在地 むつ市南町二の四
- 三 特定講習の種類 普通自動車免許、普通自動二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習
- 四 指定を行った年月日 平成二十年六月二日

青森県公安委員会告示第五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十条の四第一項の規定により次のとおり指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第三条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年五月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
1 名称 株式会社エスティック
2 住所 むつ市南町二の四
3 代表者の氏名 古川亮一
- 二 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
1 事務所の名称 下北自動車学校
2 事務所の所在地 むつ市南町二の四
- 三 特定講習の種類 取消処分者講習

四 指定を行った年月日 平成二十年六月二日

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年五月二十一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第九号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（初任給調整手当の特例）

6 第十三条の規定により職員の給与に関する条例の適用を受ける者の例により支給される初任給調整手当が初任給調整手当の支給期間が経過したことにより支給されないこととなった医師及び歯科医師には、当分の間、月額四万七千五百円の初任給調整手当を支給する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭